

令和8年度 第2回静岡県環境審議会

日時 令和8年9月8日（火）午後1時30分～

会場 県庁本館4階特別会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）会長及び副会長の選出

（2）所属部会の決定 [資料1]

（3）審議事項

・狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について [資料2-1, -2, -3]

（4）報告事項

・温泉部会審議結果 [資料3]

4 その他（県からの報告事項）

・環境ビジネスの普及拡大 [資料4]

・森林環境教育の推進 [資料5]

・県内の大気、水質等の状況 [資料6]

・不適切盛土の根絶に向けた広報の展開について [資料7]

・リニア中央新幹線静岡工区に係る県の動き [資料8]

5 閉会

令和8年度第2回環境審議会 座席表

出入り口															
スクリーン 															
五明委員 佐野委員 塩沢委員 榛村委員 中川委員 牧野委員		浅見委員 小野寺委員 木村委員 黒田委員 小杉山委員 小南委員		司会		黄色線PC									
						司会PC									
				速記席											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">環境局参事</td> <td style="width: 12.5%;">くらし・環境部参事（自然共生担当）兼環境ふれあい課長</td> <td style="width: 12.5%;">くらし・環境部参事（南アルプス自然保護担当）</td> <td style="width: 12.5%;">くらし・環境部長</td> <td style="width: 12.5%;">くらし・環境部長代理兼LGX推進官</td> <td style="width: 12.5%;">くらし・環境部理事（水資源担当）</td> <td style="width: 12.5%;">くらし・環境部参事（生活環境・安全担当）</td> <td style="width: 12.5%;">環境局長兼くらし・環境部参事（渉外調整担当）</td> </tr> </table>								環境局参事	くらし・環境部参事（自然共生担当）兼環境ふれあい課長	くらし・環境部参事（南アルプス自然保護担当）	くらし・環境部長	くらし・環境部長代理兼LGX推進官	くらし・環境部理事（水資源担当）	くらし・環境部参事（生活環境・安全担当）	環境局長兼くらし・環境部参事（渉外調整担当）
環境局参事	くらし・環境部参事（自然共生担当）兼環境ふれあい課長	くらし・環境部参事（南アルプス自然保護担当）	くらし・環境部長	くらし・環境部長代理兼LGX推進官	くらし・環境部理事（水資源担当）	くらし・環境部参事（生活環境・安全担当）	環境局長兼くらし・環境部参事（渉外調整担当）								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">富士山・南アルプス保全室長</td> <td style="width: 12.5%;">鳥獣捕獲管理室長</td> <td style="width: 12.5%;">自然保護課長</td> <td style="width: 12.5%;">廃棄物リサイクル課長</td> <td style="width: 12.5%;">生活環境課長</td> <td style="width: 12.5%;">水資源課長</td> <td style="width: 12.5%;">盛土対策課長</td> <td style="width: 12.5%;">環境政策課長</td> </tr> </table>								富士山・南アルプス保全室長	鳥獣捕獲管理室長	自然保護課長	廃棄物リサイクル課長	生活環境課長	水資源課長	盛土対策課長	環境政策課長
富士山・南アルプス保全室長	鳥獣捕獲管理室長	自然保護課長	廃棄物リサイクル課長	生活環境課長	水資源課長	盛土対策課長	環境政策課長								
衛生課長 傍聴・記者席															
出入り口															

令和8年度 第2回静岡県環境審議会 委員一覧

(令和8年8月1日～令和10年7月31日)

氏 名	職 業 ・ 役 職 等	出 欠
浅見 佳世	常葉大学社会環境学部教授	○
小野寺 郷子	一般社団法人会議ファシリテーター普及協会副代表理事	○
亀井 暁子	静岡文化芸術大学デザイン学部教授	Web
木村 浩之	静岡大学学術院理学領域教授	○
黒田 真史	常葉大学社会環境学部 教授	○
小杉山 晃一	常葉大学 非常勤講師	○
小沼 秀朗	静岡県議会危機管理くらし環境委員長	欠
小南 陽亮	静岡大学学術院教育学領域教授	○
五明 玲子	特定非営利活動法人サステナ・ジャパン理事・事務局長	○
近藤 多美子	(株)環境アセスメントセンター調査計画部長	Web
齋藤 寛	東海大学海洋学部長	Web
佐野 浩聡	一般社団法人静岡県環境資源協会部長	○
塩沢 秀明	静岡県環境保全協会副会長	○
榛村 航一	遠州みらい森林組合 代表理事副組合長	○
中川 教子	静岡県消費者団体連盟副会長	○
難波 清芽	NPO法人 森の蘇り 相談役	Web
牧野 正和	静岡県立大学食品栄養科学部教授	○
松本 健作	静岡理工科大学建築・都市デザイン学部 教授	Web
宮崎 智宏	静岡県農業協同組合中央会農政営農部長	Web
山本 早苗	常葉大学社会環境学部教授	Web

(敬称略、五十音順)

静岡県環境審議会 特別委員一覧

氏 名	職業、役職等
秋山 雅幸	公益社団法人静岡県産業廃棄物協会専務理事
井出 弘之	株式会社静鉄ストア管理本部副本部長兼人事総務部部长
井上 圭介	国土交通省中部地方整備局企画部長
今泉 文寿	静岡大学学術院農学領域教授
勝又 立雄	日本野鳥の会東富士支部事務局
金澤 俊二郎	一般社団法人静岡県猟友会会長
川嶋 尚正	日本魚類学会会員
絹村 敏美	静岡県土地改良事業団体連合会専務理事
金原 貴	静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合 副理事長
蔵治 光一郎	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
小泉 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構フェロー
小林 和昭	経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部長
斉藤 雅樹	東海大学人文学部学部長・教授
佐々木 信博	一般社団法人伊東温泉協会副理事長
佐藤 高	掛川市くらし環境部環境政策課長
佐藤 弘和	静岡市環境局環境保全課長
佐藤 元昭	熱海温泉組合組合長（静岡県温泉協会副会長）
澤井 謙二	静岡県立森林公園ビジターセンター館長
白井 和伸	静岡昆虫同好会幹事
杉山 靖	伊豆温泉組合理事
鈴木 基文	静岡県温泉協会修善寺支部長
外山 昭廣	浜名湖養魚漁業協同組合代表理事組合長
高瀬 進	静岡県漁業協同組合連合会常任理事
田中 博通	東海大学名誉教授
谷 秀治	林野庁静岡森林管理署長
手塚 泰宣	梅ヶ島温泉旅館組合副組合長
林 信濃	常葉大学経営学部経営学科准教授
日向 孝夫	丸富製紙株式会社専務取締役
平井 一之	一般社団法人静岡県環境資源協会会長
正木 孝志	河津温泉協会組合長（静岡県温泉協会常務理事）
宮崎 一夫	遠州自然研究会事務局担当理事
山川 陽祐	筑波大学生命環境系助教
渡邊 恵子	NPO法人エコハウス御殿場事務局長

（敬称略、五十音順）

令和8年度第2回静岡県環境審議会 県側出席者一覧

所 属 ・ 職 名			氏 名
くらし・環境部	くらし・環境部長		杉本 昌一
	くらし・環境部長代理兼L G X推進官		山下 啓道
	くらし・環境部理事 (水資源担当)		望月 康史
	くらし・環境部参事 (生活環境・安全担当)		伏見 武真
	くらし・環境部参事 (南アルプス自然保護担当)		西室 康二
	くらし・環境部参事(自然共生担当) 兼 環境ふれあい課長		大川井 敏文
	環境局	環境局長 兼部参事(渉外調整担当)	清水 大全
		環境局参事	今井 直
		環境政策課長	瀧 昌高
		自然保護課長	寺澤 暢
		鳥獣捕獲管理室長	大川 慎一
		富士山・南アルプス保全室長	本間 寛康
		廃棄物リサイクル課長	緒方 啓介
		生活環境課長	加茂 元哉
		水資源課長	望月 良英
		盛土対策課長	岡村 修幾
健康福祉部	生活衛生局	衛生課長	丸尾 聡志

静岡県環境審議会 部会及び所属委員等一覧

部会名	調査審議事項	所属委員・特別委員
企 画 部 会	静岡県環境基本計画の 推進に関する事項等	(委員 9 名) 小野寺、亀井、五明、齋藤、佐野、榛村、 中川、牧野、松本
水 質 部 会	公共用水域及び地下水の 水質の保全に関する事項	(委員 5 名) 浅見、黒田、齋藤、塩沢、山本 (特別委員 2 名) 井上、高瀬、
自然公園部会	自然公園の公園計画の 変更に関する事項	(委員 7 名) 浅見、亀井、木村、小杉山、小沼、小南、 近藤、 (特別委員 4 名) 井上、小林、谷、宮崎
鳥 獣 保 護 管 理 部 会	鳥獣保護区の指定等野生 鳥獣の保護管理に関する 事項	(委員 6 名) 小杉山、小南、近藤、榛村、難波、宮崎 (特別委員 6 名) 井上、勝又、金澤、小泉、澤井、谷
温 泉 部 会	温泉法に基づく土地掘削、 増掘及び動力装置許可申 請等に関する事項	(委員 2 名) 木村、小沼 (特別委員 8 名) 金原、斉藤、佐々木、佐藤元昭、杉山、 鈴木、手塚、正木
水 循 環 保 全 部 会	水源保全地域の指定、流域 水循環計画の策定等に関 する事項	(委員 4 名) 浅見、黒田、松本、山本 (特別委員 5 名) 今泉、絹村、蔵治、田中、山川
希少野生動植物 保 護 部 会	希少野生動植物の保護に 関する事項	(委員 3 名) 小杉山、小南、近藤 (特別委員 3 名) 川嶋、白井、宮崎
地下水部会	地下水の採取の規制地域 及び適正化地域の指定、変 更等に関する事項	(委員 4 名) 木村、塩沢、松本、山本 (特別委員 3 名) 佐藤弘和、外山、日向
廃棄物リサイクル部会	静岡県循環型社会形成計画の 策定に関する事項	(委員 3 名) 塩沢、中川、牧野 (特別委員 6 名) 秋山、井出、佐藤高、林、平井、渡邊

(敬称略、五十音順)

○静岡県環境審議会条例

平成6年7月22日

条例第23号

静岡県環境審議会条例をここに公布する。

静岡県環境審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第2項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第3項の規定に基づき、静岡県環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成13年条例1号〕)

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 県議会の議員

(2) 学識経験のある者

(3) 関係行政機関の職員

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序によりその職務を代理する。

(部会)

第5条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(一部改正〔平成13年条例1号〕)

(会議)

第6条 審議会は会長が、部会は部会長が招集する。

- 2 審議会又は部会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者及び関係人に対し、審議会又は部会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(幹事)

第8条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、くらし・環境部において処理する。

(一部改正〔平成7年条例1号・9年1号・14年2号・19年1号・22年4号〕)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
(静岡県公害防止条例の一部改正)
- 2 静岡県公害防止条例(昭和46年静岡県条例第3号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成7年3月20日条例第1号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第1号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第1号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初に選任される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成14年7月31日までとする。
(静岡県立自然公園条例の一部改正)

- 3 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(静岡県自然環境保全条例の一部改正)
- 4 静岡県自然環境保全条例(昭和48年静岡県条例第9号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成14年3月28日条例第2号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第1号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

令和 8 年 9 月 8 日

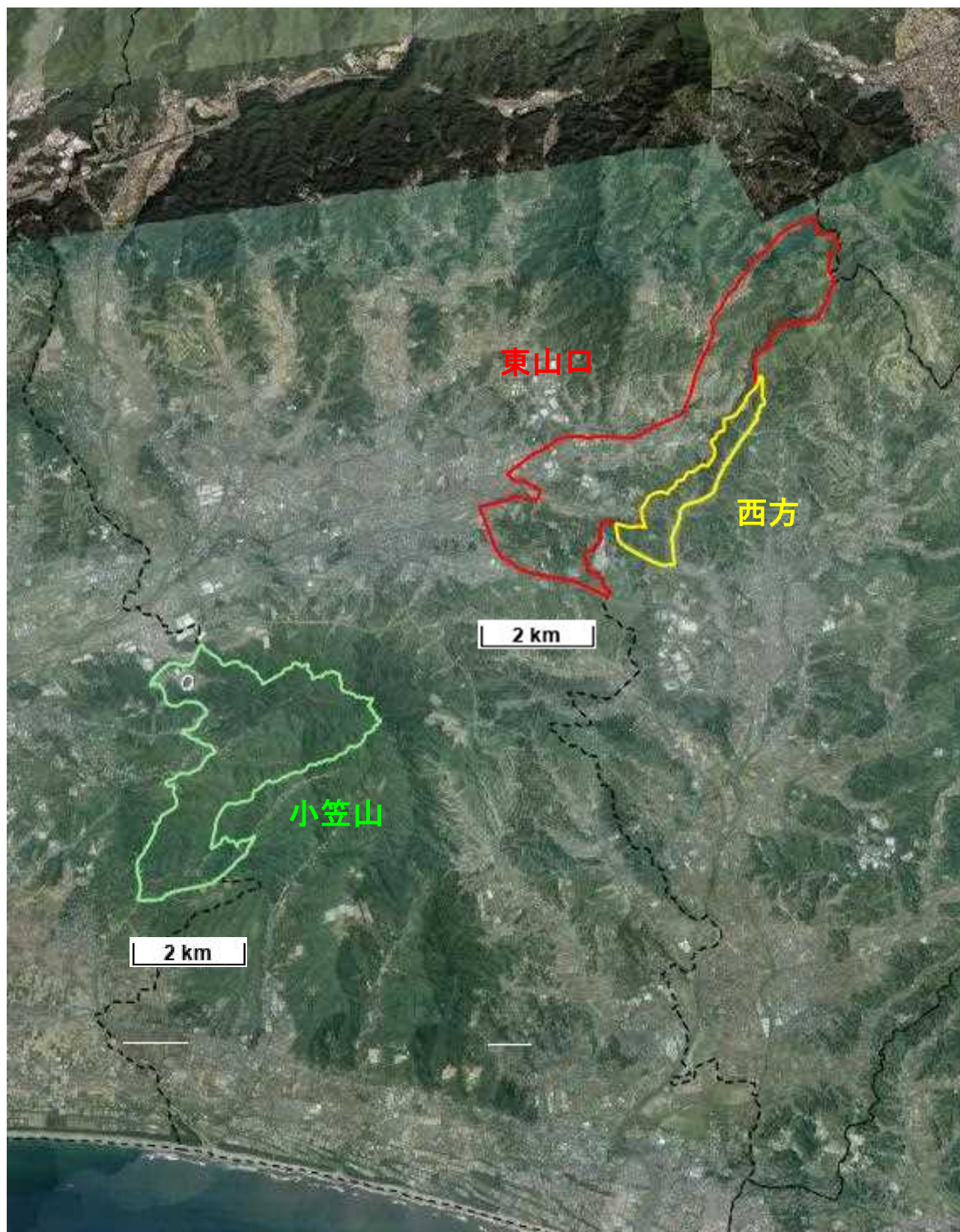
静岡県環境審議会会長 様

静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について（報告）

令和 8 年 6 月 5 日付け環自第 153 号により諮問、部会に対して付託された「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」について、検討の結果、別記のとおり指定することが適当であることを報告します。

東山口・西方・小笠山
狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域



1 東山口狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定

(1) 概要

- ア 名 称：東山口狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域
- イ 区 域：掛川市の東部に位置し、東山口地区、日坂地区、満水地区等からなる区域
- ウ 面 積：1,350 ヘクタール
- エ 存続期間：令和8年11月1日から令和11年10月31日まで（3年間）
- オ 概 要：林野が7割近くを占めている豊かな自然に恵まれた地域であり、鳥獣の生息の好適地である。また、つま恋リゾートや旧東海道等、自然と文化の両面を合わせ持ち、自然散策などにも利用されている地域である。
- （生息する主な鳥獣）
- 鳥類：キジ、ヤマドリ、コガラ、シジュウカラ等
- 獣類：イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ等
- カ 経 緯：昭和46年 鳥獣保護区に指定
平成23年 狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定替え
以降、3年ごとに再指定

(2) 指定の理由

イノシシ、ニホンジカによる農業被害が依然として多いことから、鳥類等の小動物の生息環境の保護と農業被害軽減を図るため、引き続き狩猟鳥獣捕獲禁止区域として再指定する。

(3) 過去の有害鳥獣捕獲の状況（過去3年）

- ア 有害鳥獣捕獲許可件数
16件
- イ 加害鳥獣の種名（被害作物、樹木名等）
イノシシ（茶、たけのこ、いも類、野菜等）
ニホンジカ（水稻、豆類、果樹、野菜等）

2 ^{にしかた} 西方狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定

(1) 概要

- ア 名 称：西方狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域
- イ 区 域：菊川市北西部に位置し、公文名地区、沢田地区、島川地区、田ヶ谷地区等からなる区域
- ウ 面 積：193 ヘクタール
- エ 存続期間：令和8年11月1日から令和11年10月31日まで(3年間)
- オ 概 要：本区域は、キジ、ヤマドリを始めメジロ、ホオジロ等の小鳥類が多数生息している。区域内には住宅及び農地が散在していることから、鳥獣の保護に加え狩猟に伴う事故の防止も求められている。
- (生息する主な鳥獣)
- 鳥類：キジ、ヤマドリ、コガラ、シジュウカラ等
- 獣類：イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ等

- カ 経 緯：平成元年 鳥獣保護区に指定
平成23年 狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定替え
以降、3年ごとに再指定

(2) 指定の理由

イノシシ、ニホンジカによる農業被害が依然として多いことから、鳥類等の小動物の生息環境の保護と農業被害軽減を図るため、引き続き狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域として再指定する。

(3) 過去の有害鳥獣捕獲の状況（過去3年）

- ア 有害鳥獣捕獲許可件数
12件
- イ 加害鳥獣の種名（被害作物、樹木名等）
イノシシ（水稻、茶、たけのこ、いも類、野菜等）
ニホンジカ（水稻、果樹、野菜等）

東山口・西方 狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域



3 小笠山狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定

(1) 概要

- ア 名 称：小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域
イ 区 域：袋井市東部の小笠山周辺地域
ウ 面 積：888 ヘクタール（以前の「小笠山鳥獣保護区」の袋井市部分）
エ 存続期間：令和 8 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで（3 年間）
オ 概 要：本区域は、自然環境の保全された緑豊かな丘陵地で、キジ、ウグイス、ヤマガラ、メジロ等の鳥獣が繁殖、生息するため良好な環境条件を備えている。

（生息する主な鳥獣）

鳥類：キジ、ウグイス、メジロ、ヤマガラ等

獣類：イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ等

- カ 経 緯：昭和 55 年 鳥獣保護区に指定
令和 2 年 狩猟鳥獣捕獲禁区域に指定替え

(2) 指定の理由

イノシシ、ニホンジカによる被害が増加している状況であることから、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図るため、引き続き狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域として再指定する。

(3) 過去の有害鳥獣捕獲の状況（過去 3 年）

- ア 有害鳥獣捕獲許可件数
13 件
イ 加害鳥獣の種名（被害作物、樹木名等）
イノシシ（茶、柑橘類、たけのこ、芋類、野菜等）
ニホンジカ（水稻等）

小笠山 狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域



環 境 審 第 号
令和 8 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

静岡県環境審議会会長

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について（答申）

令和 8 年 6 月 5 日付け環自第 153 号により諮問のあった「狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定」について、諮問のとおり指定することが適当であると認める。

審議事項（部会報告）

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

静岡県環境審議会 鳥獣保護管理部会

部会への付託事項

狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。） 捕獲禁止区域の指定

- ・ 東山口狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）
捕獲禁止区域（掛川市）
- ・ 西方狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）
捕獲禁止区域（菊川市）
- ・ 小笠山狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）
捕獲禁止区域（袋井市）

部会開催日 令和 8 年 7 月 10 日（金）

事務局説明

- ・区域内には里山があり、周囲には森林も多く、鳥獣の生息環境に適した区域であり、耕作地も広がっている。
- ・水稻、お茶、たけのこ、芋類、野菜類等の農作物被害が続いている。
- ・イノシシ・ニホンジカの捕獲頭数について、横ばいで推移している。
- ・鳥獣の保護と獣害(イノシシ・ニホンジカ)の抑制を図る必要がある。

部会委員の主な意見

- ・農作物被害は増えていることから、地元からの要望に基づき、3つの地区とも3年間の再指定は妥当である。

審議結果

狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域に指定する。

温泉部会審議結果 (令和8年度第1回)

(静岡県環境審議会 温泉部会)

1 温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請について

(1) 答申までの経過

令和8年5月25日 環境審議会へ諮問

令和8年6月12日 温泉部会付託

令和8年7月9日 温泉部会審議

令和8年7月13日 環境審議会答申

(2) 諮問内容及び審議結果

番号	諮 問 内 容			審 議 結 果
	行為	掘削等の場所	概 要	
1	掘削	賀茂郡東伊豆町 奈良本字赤松	準保護地域 深度 480m、口径 100A	申請のとおり許可することが適当である。
2	掘削	賀茂郡東伊豆町 大川	準保護地域 深度 670m、口径 125A	申請のとおり許可することが適当である。
3	掘削	熱海市熱海	準保護地域 深度 700m、口径 100A	申請のとおり許可することが適当である。
4	掘削	伊豆市湯ヶ島字 大下	保護地域 深度 100m、口径 200A	申請のとおり許可することが適当である。
5	動力 装置	伊東市湯田町	保護地域 水中ポンプ 0.75kw、153L/分	申請のとおり許可することが適当である。
6	動力 装置	熱海市小嵐町	保護地域 水中ポンプ 3.7kw、80L/分	申請のとおり許可することが適当である。
7	動力 装置	伊豆市湯ヶ島字 大下	保護地域 エアリフトポンプ 7.5kw、119L/分	申請のとおり許可することが適当である。
8	動力 装置	駿東郡小山町 大御神字小玉沢	一般地域 水中ポンプ 11kw、200L/分	申請のとおり許可することが適当である。
9	動力 装置	袋井市萱間	一般地域 水中ポンプ 18.5kw、62.2L/分	申請のとおり許可することが適当である。

2 参考

○温泉法

第一条(目的) この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第三条(土地の掘削の許可) 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

第十一条(増掘又は動力の装置の許可等) 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

第三十二条(審議会その他の合議制の機関への諮問) 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項、第九条、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

・手数料：掘削申請 14 万 4,700 円、増掘申請 13 万 4,200 円、動力装置申請 11 万 3,600 円